

プリンタの賃貸借及び保守業務仕様書

1 業務名

プリンタの賃貸借及び保守業務

2 導入場所

①中央福祉こどもセンター

宮崎市霧島1-1-2

②南部福祉こどもセンター

都城市年見町14-1-1

③児湯福祉事務所

児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1

④北部福祉こどもセンター

延岡市大貫町1丁目2845

⑤西臼杵支庁 福祉課

西臼杵郡高千穂町大字三田井22

3 機能概要

- (1) プリンタはモノクロレーザーであること。
- (2) 片面、両面印刷ができること。
- (3) 用紙サイズはA4、B4、A3サイズが印刷できること。
- (4) 印刷速度はA4片面印刷毎分38枚以上であること。
- (5) 用紙トレイはA4、B4、A3サイズをそれぞれ収納できる3段と手差しトレイを設置すること。
- (6) 見積りには、通信接続に必要な消耗品一式及び搬入設置費、調整費を含むこと。
- (7) 職員立ち会いの下、導入・据付・環境設定・動作確認を行うこと。
- (8) プリンタに不具合が生じた場合は、早急に対応すること。
- (9) 令和6年11月30日までに導入し、12月1日より使用できること。

4 納品物

本業務による成果物として以下の通り納品すること。

- (1) 上記3の機能を有したプリンタ5台
- (2) 業務完了報告書

5 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、県と受託者が協議し決定するものとする